法人ＷＥＢ口座開設利用規定

本規定は、千葉銀行（以下、「当行」といいます）が提供する法人ＷＥＢ口座開設（第１条に定義します。以下、「本サービス」といいます）をお客さまが利用する場合の条件や取扱い等を定めたものです。お客さまは、本規定のほか、関連規定の内容を十分に理解し、同意いただいた上で、本サービスを利用いただくものとします。

第１条（法人ＷＥＢ口座開設）

本サービスは、パーソナルコンピューター（インターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末（スマートフォン）を含みます）を利用して、普通預金口座を開設できるサービスです。

第２条（利用資格）

（１）本サービスを利用できるお客さまは、当行所定の地域を届出の住所とし、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた日本法人とします。

（２）任意団体（権利能力なき社団など法人格を持たない団体等を含みます）、外国法人および当行が別途対象外と定める法人は、本サービスを利用できません。また、代表者、申込者（申込手続を行う人を言います。）または実質的支配者が日本居住者でない場合も、本サービスを利用できません。

（３）本サービスの利用は、法人の代表者本人または法人が委任する者が行うものとします。

（４）本サービスによる普通預金口座開設後は、各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引に係る規定（以下、「関連規定」 といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前３項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。

第３条（取引の開始）

（１）お客さまは、本規定および当行が別途定める関連規定を承認し、その他同意事項に同意のうえ、パーソナルコンピューターを通じて普通預金口座の開設を申込むことができます。なお、当行所定の審査および手続き完了時に普通預金口座が開設され、以後本サービスを利用して開設された口座（以下、「法人ＷＥＢ開設口座」といいます）を使った取引が開始できるものとします。

（２）法人ＷＥＢ開設口座の開設は、お客さま一法人につき原則一口座とします。なお、既に当行に普通預金取引がある場合、本サービスは原則利用いただけません。

（３）法人ＷＥＢ開設口座の開設は、お客さまが本規定を承認し、当行所定のＷｅｂ画面から必要事項を入力および当行が指定する方法により必要書類を提出し、口座開設にあたって本人確認書類を用いて当行が別途定める取引時確認手続きをしてお申し込みになり、当行がこれを受付し、所定の審査を行うものとします 。

（４）前項のお申し込みを受け付けた後、当行職員によるＷｅｂ上でのビデオ通話、お客さまの事務所等への訪問その他お客さまの事業実態等の確認を含む当行所定の審査を行い、当行

が開設を決定したときに完了するものとします。

（５）前項の審査にあたり、電話やメール等により追加書類の提出または補足情報の提供を求める場合があります。この場合、お客さまはこれに応じるものとします。

（６）第１項の申込みに当たっては、パーソナルコンピューターで受信可能な電子メールアドレスを登録していただき、当行は、本サービスに関するお知らせその他必要なご連絡を、同電子メールアドレス宛に行います。なお、登録していただいた電子メールアドレスが共有電子メールアドレスの場合にお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第４条（申込みの解除）

前条第１項のお申し込み後、同条第４項の手続完了前にお客さまが以下の各号のいずれか一にでも該当した場合には、全てのお申し込みを 解除させていただく場合があります。

①審査過程にてお客さまに要請した書類の提出や情報提供が当行所定の期間内に対応いただけなかったとき

②第 11 条１項③から⑤まで、⑨および⑩に定めるいずれかの事由

③同条４項①または②に定める事由

第５条（取引時確認）

（１）法人ＷＥＢ開設口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます）に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。なお、お客さまの法人名、本店または主たる事務所の所在地、代表者等の本人特定事項その他取引時確認事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により処罰されることがあるのでご注意ください。

（２）口座開設後であっても、口座開設時の取引時確認に際してお客さまが本人特定事項につき虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度、当行が指定する本人確認書類の提出を求めることがあります。当行が定める期日までに、当該本人確認書類の提出がない場合、当行はお客さまに通知することなく、取引の全部を停止し、または口座を解約することができます。

（３）前２項に基づき、当行が口座開設を行わず、または口座を解約したことによってお客さまが損害を被ることがあっても、当行は責任を負いません。

第６条（商品・サービス等の変更）

（１）当行は、本サービスを、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。

（２）前項の変更については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他の方法により告知します。

（３）第１項の変更によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第７条（通知および告知方法）

（１）当行からお客さまへの各種通知および告知は、原則として、当行のホームページへの掲示、

電子メールの送信、届出の住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行われるものとします。

（２）当行が届出の電子メールアドレスまたは住所に、各種通知および告知を行った場合は、通信事情等の理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなし、そのためにお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第８条（届出事項の変更等）

（１）法人名、代表者名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当行への届出事項に変更があった場合、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。届出の変更は当行の変更処理が完了した後に有効となります。なお、届出の変更は電子メールでは受付できません。

（２）お客さまが当行に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当行への届出事項が、誤った内容となっていた場合に生じた損害については、当行に責任がある事由による場合を除いて当行は責任を負いません。

（３）届出事項に変更があった場合、お客さまが変更の手続きを行い、変更処理が完了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

（４）届出の住所、法人名または代表者名その他当行に届け出た名義あてに送付した通知または送付書類が未着として返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部のお取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第９条（喪失の届出）

（１）通帳・キャッシュカード・TSUBASA ちばぎん Visa ビジネスデビットカードを紛失した場合は、当行所定の手続きを行ってください。なお、再発行する場合には、お客さまは当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

（２）通帳・キャッシュカード・TSUBASA ちばぎん Visa ビジネスデビットカードを紛失した場合、喪失の届出がなされる以前にお客さまに生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

第１０条（反社会的勢力との取引拒絶）

本サービスの利用は、第１１条第４項第１号および第２号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１１条第４項第１号および第２号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設等その他すべての取引をお断りするものとします。

第１１条（取引の解約等）

（１）お客さまが以下の各号のいずれか一にでも該当した場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、当行とのすべての取引を解約できるものとします。この解約によってお

客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

①お客さまが本規定、各関連規定に違反するなど、当行がお客さまとのすべての取引を解約する相当の事由が生じた場合

②住所・連絡先・その他の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明になった場合

③支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の申立てがあった場合

④申込内容に虚偽の申告があった場合

⑤預金口座等の名義人によらず、開設されたことが明らかになった場合

⑥お客さまが口座開設申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合

⑦本人確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当行が定める期日までに当行に提出がない場合、届出の住所へ発送した提出を求める通知が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）

⑧通帳・キャッシュカード・TSUBASA ちばぎん Visa ビジネスデビットカードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合

⑨お客さまとの取引が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令･規制に抵触する取引､公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合

⑩前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じた場合

（２）前項による解約時に預金等の残高がある場合は、当行所定の方法に従い、お客さまが指定する当行本支店または当行以外の金融機関へ振込むことにより、当行はお客さまに対する当行との取引に関する責任を免れることができるものとします。なお、振込先口座をお知らせいただけないときは、当行所定の方法により返金する手続きを取ることにより、同様といたします。お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収手数料がある場合は、それらをお支払いただいた後、手続きをします。

（３）前項の振込の振込先が当行以外の金融機関である場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。

（４）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当行とのすべての取引を解約することができるものとします。なお、この解約によってお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E 代表者または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A 暴力的な要求行為
B 法的な責任を超えた不当な要求行為
C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E その他Ａ～Ｄに準ずる行為

（５）前項により、取引が停止されその解除を求める場合、または法人ＷＥＢ開設口座が解約され残高がある場合には、通帳、カードを持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第１２条（免責事項）

当行は以下の事由によりお客さまに生じた損害については責任を負いません。

（１）当行または金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システム、端末機、通信回線等の障害によりサービスの取扱いに遅延・不能が発生したため生じた損害

（２）災害・事変等当行の責に帰すことのできない事由、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったために生じた損害

（３）当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害

第１３条（譲渡・質入れ等の禁止）

当行との取引に基づくお客さまの権利および預金等については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、もしくは第三者に利用させることはできません。

第１４条（規定の適用または準用）

（１）当行との取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定めた各商品・サー

ビスにかかる関連規定により取扱います。

（２）本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

（３）当行が定めた規定等は、当行のホームページへの掲示等により告知します。

第１５条（規定の変更等）

（１）当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

（２）前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

第１６条（合意管轄）

本規定にもとづく当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上